

京都府道路公社工事等検査規程

(平成11年8月1日)

改正平成22年6月8日

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、京都府道路公社が所管する土木工事、建築工事及び設備工事（京都府建設交通部に委託する工事を除く。以下同じ。）とそれらの工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）の検査に関して必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 検査は、地方自治法、同法施行令、京都府会計規則（以下「府会計規則」という。）、京都府道路公社会計規程（以下「会計規程」という。）、京都府道路公社工事執行規程及び工事請負契約書に定めるところにより、厳正に行わなければならない。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 会計規程第71条第2項において準用する府会計規則第165条の規定により指定された検査員をいう。
- (2) 監督職員 会計規程第71条第2項において準用する府会計規則第164条の規定により指定された監督員をいう。
- (3) 検査 完成検査、部分払検査及び随時検査をいう。
- (4) 完成検査 会計規程第71条第2項において準用する府会計規則第165条の規定により工事等が完成したときに行う検査をいう。
- (5) 部分払検査 会計規程第71条第2項において準用する府会計規則第167条の規定により工事の一部が完成し工事請負代金の一部を払うときに行う検査をいう。
- (6) 随時検査 工事期間中、必要により随時に行う検査をいう。
- (7) 工事 京都府道路公社が執行する工事をいう。
- (8) 業務委託 事業執行に係る測量、調査及び設計業務の委託業務をいう。

(検査員)

第4条 本社及び事務所の検査員は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 本社の検査員 原則として本社業務課の係長以上の職員とする。なお、これによりがたい場合は、本社業務課の職員とする。
- (2) 事務所の検査員 所長（契約担当者）又は技術次長若しくは担当課長とする。なお、これによりがたい場合は、係長以上の職員とする。

(完成検査)

第5条 次の各号に掲げる工事の完成検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

- (1) 1件の工事費が3000万円 本社の検査員

以上の工事

- (2) 1件の工事費が3000万円 事務所の検査員

未満の工事

2 次の各号に掲げる業務委託の完成検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。

- (1) 本社契約の業務委託 本社の検査員

- (2) 事務所契約の業務委託 事務所の検査員

(部分払検査)

第6条 工事等の部分払検査は、事務所の検査員が行うものとする。

(随時検査)

第7条 次の各号に掲げる工事の随時検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。

ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

- (1) 1件の工事費が 5000万円 本社の検査員

以上の工事

- (2) 1件の工事費が 5000万円 事務所の検査員

未満の工事

(工事完成通知等)

第8条 事務所長は、第4条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する工事等が完成し、請負者又は受注者（以下「請負者等」という。）から工事完成届又は業務完了届を受理したときは、事務局長に検査を要請するものとする。

(検査の方法)

第9条 検査は、契約書、設計図書及び仕様書によるほか、工事においては別に定める工事検査基準に基づいて行うものとする。

(検査の立会い)

第10条 次の各号に掲げる検査には、当該各号に定める者を立ち合わせなければならない。

- (1) 完成検査 請負者等又はその現場代理人及び主任技術者
事務所長又は係長以上の職員及び監督職員

- (2) 部分払い検査 請負者等又はその現場代理人及び主任技術者
及び随時検査 監督職員

(補修（改造）命令)

第11条 検査員は、検査の結果、不合格のある場合には、補修（改造）命令書（別記第1号様式）により、期間を定めて工事の補修又は改造を命じなければならない。この場合において、特に必要と認められるものについては、本社業務課長等に協議して行うものとする。

(再検査)

第12条 検査員は、前条の補修（改造）命令による工事が完成し、補修（改造）工事完成届（別記第2号様式）が提出されたときは、再検査を実施しなければならない。

2 前項の再検査は、事務所の検査員に行わせることができる。

(検査認定)

第13条 地下又は水中に埋設した工事について、外部から検査することが困難な部分は、監督職員又は請負者が提出する考査認定資料（現場写真、各種試験結果等）により、検査の認定をすることができる。

(破壊検査)

第14条 検査員は、必要と認めた場合は、破壊もしくは分解または試験をして検査を行うことができる。

(検査の報告等)

第15条 検査員は、検査を終了したときは、検査報告書（完成検査のときは、別記第3号様式及び第5号様式。部分払検査のときは、別記第4号様式。随時検査のときは、別記第5号様式）により速やかに報告しなければならない。

2 前項の検査が完成検査である場合は、京都府が別に定める工事等成績評定要領により成績評定表を作成し、検査報告書に添えて報告しなければならない。